

## 3月定例教育委員会会議 議事録

令和2年3月26日  
午後2時30分開会  
さんくす3番館4階大会議室

### 出席委員

原田勝 教育長  
和泉慎次 委員  
福田知弘 委員

谷口学 教育長職務代理者  
安達友基子 委員  
和田光代 委員

### 出席説明員

橋本敏子 学校教育部長  
大江慶博 教育監  
植田聡 学校教育部次長指導室長兼務  
生駒靖子 教育政策室長  
草場敦子 教育センター所長  
中村美和 教育総務室参事  
市川泉 教育政策室参事  
薬師川晃 指導室参事  
中西多恵子 指導室参事・指導主事  
小西正晃 まなびの支援課長  
杉本典生 青少年室参事  
曾谷俊弘 まなびの支援課長代理

木戸誠 地域教育部長  
道場久明 学校教育部次長教育総務室長兼務  
落俊哉 地域教育部次長  
橋本健一 保健給食室長  
前田隆男 青少年室長  
堀哲郎 教育政策室参事  
野口晃正 保健給食室参事  
中井建志 指導室参事・指導主事  
木谷美香 教職員課長  
坂原元一 文化財保護課長  
金崎栄一 教職員課長代理・指導主事  
藤本一久 少年自然の家所長

### 記録者

上田祥代 教育政策室主幹

3月定例教育委員会会議 議事録

午後2時30分 開会

- 原田勝教育長  ただ今から3月定例教育委員会会議を開催いたします。  
署名委員に福田委員を指名いたします。  
記録者に上田教育政策室主幹を指名いたします。  
本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。
- 市川泉教育政策室参事  本日の傍聴席の設置可能数は10席でございます。現在の傍聴希望者数は2名です。
- 原田勝教育長  それでは、本日の傍聴は10名まで許可したいと思いますが、いかがでしょうか。
- 全委員  異議なし。
- 原田勝教育長  異議なしと認め、本日の傍聴は10名まで許可します。
- 原田勝教育長  本日の議案第13号「吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザ青少年交流活動支援業務委託事業者選定委員会委員の委嘱について」は、公開することにより公正な選定を妨げる恐れのある事項について審議するものですので、吹田市教育委員会会議規則第5条ただし書きの規定により、秘密会とし、傍聴者には議案第13号の審議終了後に入室していただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。
- 全委員  異議なし。
- 原田勝教育長  異議なしと認め、議案第13号を秘密会とします。傍聴は許可いたしません。
- 秘密会—**
- 原田勝教育長  ここで秘密会を解きます。傍聴者の入室を許可します。
- 傍聴者入室—**
- 原田勝教育長  次に、日程第2 議案第14号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。
- 中村美和教育総務室参事  日程第2 議案第14号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」御説明申し上げます。  
議案書の7ページをお願いいたします。  
まず、市長事務部局へ出向の2名につきましては、定年退職のため、令和2年3月31日付けで市長事務部局へ出向発令をするものでございます。  
なお、出向発令を受ける職員につきましては、出向後、市長事務部局におきまして、同日付けで退職発令が行われます。  
次に、定年退職の4名、依願退職の2名につきましては、教育委員会事務局採用の職員でありますことから、令和2年3月31日付けで教育委員会において退職発令を行うものでございます。  
以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

原田勝教育長  
全委員  
原田勝教育長

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第14号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第3 議案第15号「吹田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

中村美和教育総務室参事

日程第3 議案第15号「吹田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

本件は、地方公務員法の改正を受け、職の整理を行ったことに伴い、博物館、子育て青少年拠点夢つながり未来館の公印保管者を変更する必要があること、及び、吹田市立少年自然の家の名称を変更し、指定管理者制度を導入することに伴い、公印の廃止をすることから規則の改正が必要となるため、内容を御審議いただくものでございます。

次に、本件の内容でございますが、議案書の13ページ及び14ページの現行・改正案対照表を御覧ください。

令和2年度より博物館、子育て青少年拠点夢つながり未来館の公印保管者を変更するとともに、吹田市立少年自然の家の公印を削除するものでございます。

施行年月日は令和2年4月1日としております。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

原田勝教育長  
全委員  
原田勝教育長

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第15号「吹田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第4 議案第16号「吹田市教育委員会事務局職員の名称等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

中村美和教育総務室参事

日程第4 議案第16号「吹田市教育委員会事務局職員の名称等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

本件は、地方公務員法の改正により、令和2年度から一般職非常勤職員等に代わる新たな任用形態として会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、一般職非常勤職員等について定める吹田市教育委員会事務局職員の名称等に関する規則の改正が必要となるため、内容を御審議いただくものでございます。

次に、本件の内容でございますが、議案書の19ページ及び20ページの吹田市教育委員会事務局職員の名称等に関する規則現行・改正案対照表を御覧ください。

一般職の非常勤職員等に関する規定を削除するとともに、規則全体の見直しを行い、職員の公の名称が吹田市教育委員会事務局職員であることを個別

に規則で定める必要がないとの整理に至ったことから、職員の名称等に関する規則から職員の職種に関する規則に改めるものでございます。

施行年月日は令和2年4月1日としております。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

原田勝教育長  
全委員

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第16号「吹田市教育委員会事務局職員の名称等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第5 議案第17号「吹田市教育委員会非常勤の特別職に関する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

中村美和教育総務室参事

日程第5 議案第17号「吹田市教育委員会非常勤の特別職に関する規則の制定について」御説明申し上げます。

本件は、地方公務員法の改正により、特別職非常勤職員の委嘱要件が厳格化されることに伴い、博物館の特別館長や子育て青少年拠点夢つながり未来館の参与などの他、法令、条例、規則などで規定されていない本市独自の職の設置について、規則を新たに制定し、その職を定めることにより、位置付けを明確にするものです。

議案書の23ページの吹田市教育委員会非常勤の特別職に関する規則案を御覧ください。こちらの各号で規定しておりますのが、本規則で定める非常勤の特別職となっております。

施行年月日は令和2年4月1日としております。

以上、簡単な説明でございますが御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

原田勝教育長  
全委員

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第17号「吹田市教育委員会非常勤の特別職に関する規則の制定について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第6 議案第18号「吹田市社会教育指導員に関する規則を廃止する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

小西正見まなびの支援課長

日程第6 議案第18号「吹田市社会教育指導員に関する規則を廃止する規則の制定について」御説明申し上げます。

議案書25ページを御覧ください。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、令和2年4月1日から社会教育指導員につきまして会計年度任用職員として任用することになりましたので、教育委員会規則としては廃止するものでございます。なお、社会教育指導員の任用につきましては、具体的な要件は要領にて規定をいたします。

27ページを御覧ください。

本規則は令和2年4月1日から施行いたします。

以上簡単な説明ではございますが、御審議いただき、御承認いただきますようお願いいたします。

原田勝教育長  
全委員

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第18号「吹田市社会教育指導員に関する規則を廃止する規則の制定について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第7 議案第19号「吹田市立少年自然の家運営審議会規則を廃止する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

藤本一久少年自然の家所長

日程第7 議案第19号「吹田市立少年自然の家運営審議会規則を廃止する規則の制定について」御説明申し上げます。

議案書の29ページ及び31ページを御覧ください。

平成30年11月議会におきまして可決されました、吹田市立少年自然の家条例の一部を改正する条例が令和2年4月1日に施行されます。これと併せて、施設の管理権限を指定管理者へ委任することとなるため、今年度末をもちまして、吹田市立少年自然の家運営審議会を廃止するものでございます。4月以降は指定管理者が施設の管理運営に係る責任を持つようになることから、これまで市が設置をしてきました運営審議会に代わり、指定管理者が利用者懇談会を設置し、利用者等からの意見の把握をすることとなるものです。

以上簡単な説明ではございますが、御審議いただき、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

原田勝教育長  
全委員

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第19号「吹田市立少年自然の家運営審議会規則を廃止する規則の制定について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第8 議案第20号「吹田市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

葉師川晃指導室参事

日程第8 議案第20号「吹田市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

当該委員会の主な役割は、義務教育諸学校の教科用図書の選定について調査審議し、各教科書についての調査結果をまとめ、教科書会社ごとに答申を行うこととございます。

この度、学校教育部指導室の組織名称の変更に伴い、改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案書37ページの吹田市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則現行・改正案対照表を御覧ください。

第7条中の学校教育部指導室を学校教育部学校教育室に改めるものでございます。

なお、この規則改正の施行期日は令和2年4月1日とするものでございま

す。

以上につきまして、御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

原田勝教育長  
全委員

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第20号「吹田市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第9 議案第21号「吹田市いじめに係る重大事態調査委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

薬師川晃指導室参事

日程第9 議案第21号「吹田市いじめに係る重大事態調査委員会規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

主な改正理由と内容でございますが、答申に基づく取組状況等について、意見聴取を行えるよう任務を追加すること。いじめの重大事態が認められ、又は認められると疑われる際、迅速に諮問等の手続きを進めることができるよう任期を2年とすること。臨時委員を設置することができることとする。いじめの重大事態が複数発生した場合に、柔軟な対応が可能となるよう調査の主体となる会議体を2つ設置すること。などでございます。

恐れ入りますが、議案書43ページの吹田市いじめに係る重大事態調査委員会規則現行・改正案対照表を御覧ください。

第2条第2項中「委員会は、」の次に「教育委員会の求めに応じ、」を加え、同条に次の1項を加えるものでございます。

第4項といたしまして、「委員会は、前項の意見に係る対処又は措置の実施状況について、教育委員会に意見を述べることができる。」

次に、第3条第1項中「5人」を「10人」に改め、同条第2項中「、必要の都度」を削り、同条第3項中「当該諮問に係る公表の時まで」を「2年」に改め、同項にただし書を加えるものでございます。

また、同条第4項を「補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。」に改めるものでございます。

次に、第4条各項を「臨時委員の設置」に係る内容に置き換えるとともに、「委員長及び副委員長の設置」に係る内容を第5条とし、第6条第1項で「会議の種類」として「委員会の会議は、全体会並びに第1小委員会及び第2小委員会」とし、同条第2項及び第3項で会議の運営について規定するものでございます。

次に、第7条各項において「会議の招集等」についての内容を定め、第6条を第8条とし、「委員以外」を「委員等以外」に改め、第7条を第9条とし、「学校教育部指導室」を「学校教育部学校教育室」に改めるものでございます。

併せて、所定の規定整備を行うものでございます。

なお、この規則改正の施行期日は令和2年4月1日とするものでございます。

以上につきまして、御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

原田勝教育長  
和泉愼次委員

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

今回の改正によって、委員会を常設化することで、手続きが迅速になるというような説明がありましたが、どの程度の調査期間を早めることができるのか、説明してください。

薬師川晃指導室参事

今回の改正によりまして、常に委員を委嘱している状態になります。

そのため、これまでのように、その都度、職能団体等への推薦依頼を行ったり、委嘱の手続きを行う必要がなくなることから、1か月程度は調査を早期に開始できるものと考えております。

谷口学教育長職務代理者

第2条第4項の任務に関するところで、「委員会は、前項の意見に係る対処又は措置の実施状況について、教育委員会に意見を述べることができる。」ということが追加されるわけですが、このことに関してどのような内容を想定されて付け加えたかというか、検討したかということ、詳しく説明してください。

薬師川晃指導室参事

当該第三者調査委員会からの答申ですとか、あるいは提言を踏まえまして、学校や教育委員会におきまして、再発防止に向けた取組を進めていくこととなります。

こうした取組の実施状況につきまして、第三者調査委員会で検証を行うとともに、意見をいただくといったことを想定しています。

原田勝教育長  
全委員

他に御意見はございませんか。

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第21号「吹田市いじめに係る重大事態調査委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第10 議案第22号「吹田市立学校空調設備整備業務委託事業者選定委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

橋本健一保健給食室長

日程第10 議案第22号「吹田市立学校空調設備整備業務委託事業者選定委員会規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

議案書の51ページ、吹田市立学校空調設備整備業務委託事業者選定委員会規則の現行・改正案対照表を御覧ください。

令和2年度より学校の空調設備整備業務の事業者選定委員会に関する事項を保健給食室から、新たに設置する学校管理課へ移管いたしますため、第7条の委員会の庶務を学校教育部学校管理課に改正するものでございます。

施行年月日は令和2年4月1日でございます。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただき、原案通り御承認賜りますようお願い申し上げます。

原田勝教育長  
全委員

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第22号「吹田市立学校空調設備整備業務委託事業者選定委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第11 議案第23号「吹田市立少年自然の家運営審議会委員の解嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

藤本一久少年自然の家所長

日程第11 議案第23号「吹田市立少年自然の家運営審議会委員の解嘱について」御説明申し上げます。

議案書53ページを御覧ください。

令和2年4月1日以降、施設の管理権限を指定管理者に移行することに伴い、今年度末をもって吹田市立少年自然の家運営審議会を廃止することから、令和2年6月30日までを委嘱期間としている同審議会委員を解嘱するものでございます。

被解嘱者は、議案書のとおり委員14名で、解嘱日は令和2年3月31日です。

現在、同審議会には定員15名の委員を委嘱しておりますが、そのうち令和元年5月に委嘱しました委員1名は、委嘱期間が令和2年3月31日で満了いたしますことから、今議案の対象者とはなっていません。

以上簡単な御説明ですが、御審議いただき御承認いただきますようお願い申し上げます。

原田勝教育長

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

全委員

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第23号「吹田市立少年自然の家運営審議会委員の解嘱について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第12 議案第24号「吹田市地区公民館長の任用について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

曾谷俊弘まなびの支援課長代理

日程第12 議案第24号「吹田市地区公民館長の任用について」御説明申し上げます。

議案書55ページを御覧ください。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、令和2年4月1日から、公民館長の職を会計年度任用職員として任用するものでございます。

恐れ入りますが、議案書57ページ、吹田市地区公民館長被任用者名簿を御覧ください。

名簿の左から、地区公民館名、被任用者氏名、社会教育歴等、任用期間、最後に在任期間として、現在、公民館長として委嘱している方について令和2年3月までの館長在任期間をお示ししております。

吹一地区公民館は奥田照久様、吹二地区公民館は乾実千穂様、吹三地区公民館は山上好廣様、吹六地区公民館は佐中義定様、千一地区公民館は田淵真人様、千二地区公民館は柏谷唯司様、千三地区公民館は坂本眞様、山一地区公民館は栞原喜幸様、山二地区公民館は押谷典子様、山三地区公民館は横田忠幸様、岸一地区公民館は本田智生様、岸二地区公民館は奥田由枝様、豊一地区公民館は市川むつみ様、豊二地区公民館は榎谷加嗣様、吹田南地区公民



館は原宏治様、南千里地区公民館は西沢佳子様、南山田地区公民館は奥野博子様、山手地区公民館は宮田光代様、吹田東地区公民館は山田一郎様、北千里地区公民館は水貝俊治様、西山田地区公民館は久野恵里子様、東山田地区公民館は土屋誠一様、片山地区公民館は江川尋子様、江坂大池地区公民館は中原義夫様、東佐井寺地区公民館は後藤壽満子様、北山田地区公民館は篤本俊治様、佐井寺地区公民館は山本政子様、千里新田地区公民館は筒井枝美子様、山五地区公民館は井本則夫様、以上、全29館の館長につきまして、任用期間を令和2年4月1日から令和3年3月31日の1年度として任用するものでございます。

なお、吹田東地区公民館の山田様は新規の公民館長、他の方は現公民館長でございます。

また、東佐井寺地区公民館の後藤様は、在任期間が10年を超えておりますが、吹田市地区公民館長任用要領の附則の4で平成26年9月30日現在、館長として在職している者につきましては、在任期間が10年を超える場合におきましても、70歳未満である限り、館長として任用することができるものとしております。本件は、この附則の経過措置に該当しています。

今回の任用によりまして、地区公民館長の男女別館長数は、男性が17名、女性が12名で変更はございません。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただき、御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第24号「吹田市地区公民館長の任用について」を承認します。

次に、日程第13 議案第25号「大阪府公立小・中・義務教育学校任期付校長について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第13 議案第25号「大阪府公立小・中・義務教育学校任期付校長について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書61ページをお願いいたします。

大阪府公立小・中・義務教育学校任期付校長の制度は、大阪府教育委員会が府内の公立小・中・義務教育学校において魅力ある学校づくりをすすめるため、組織をまとめるマネジメント力と教育に対する熱意を持ち、柔軟な発想や企画力をいかした学校運営や学校の課題を解決できる優れた人材を幅広く募集し、選考するものであり、いわゆる民間人校長の制度でございます。

この制度の活用につきましては、事前に府教育委員会から市町村教育委員会に意向調査があり、令和3年度に配置を希望する市町村教育委員会を明らかにしたうえで公募にかけるというものでございます。

昨年度、令和2年度の任用に向けましては、府内で2市、それぞれ小学校1名ずつ計2名の募集に対し、19名の応募があり、2市で1名ずつ合格したとのことでございます。

原田勝教育長  
全委員  
原田勝教育長

原田勝教育長

木谷美香教職員課長

事務局といたしましては、吹田という地域で特色ある学校を創造していくためには、吹田のなかで、地域に根差し学校教育を支えてきた、熱意と能力を兼ね備える優秀な人材に学校経営を任せたいと考えており、これまでは任期付き校長につきましては希望しないとの意向を示してまいりました。

しかしながら、本市におきましても、ここ数年、ミドルリーダーと呼ばれる年齢層の人材が減少傾向にあることから、本市の求める校長の人物像に合致する人材を任期付き校長として任用し、本市の学校教育に新しい風を吹き込み、本市の取組のさらなる活性化を図ってまいりたいと考えております。

つきましては、任期付き校長の意向調査につきまして、小学校長1名の任用希望ありと回答することにつきまして、御審議のうえ御了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

原田勝教育長  
和泉慎次委員

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

令和3年以降の吹田市での管理職の充足の見込みはどのような状況になっているのでしょうか。

木谷美香教職員課長

令和2年度末に定年退職される予定の校長は、小中学校合わせて10名、令和3年度末には小中学校合わせて6名が退職される見込みとなっており、引き続き深刻な管理職不足の状況になると考えられます。

和田光代委員

ここ数年、他市において任期付き校長に合格した方は、どのような職歴の方ですか。

木谷美香教職員課長

大阪府内の他市及び他府県で公立学校長を経験された方、及び、一般企業で部長職等の御経験をされた方などが合格されております。

谷口学教育長職務代理者

任期付き校長については、これまでもマスコミ等と言われておるように、現場の教職員とのコミュニケーションの問題が非常に多いと聞いています。あるいは、吹田では今まで校長先生になるには、教頭先生を3年以上とかいろいろな条件、あるいは教育ビジョン等によく精通されて学校現場の対応をされてきておられるというふうな状態の中で、任期付き校長を希望するという意向を示されるにあたって、今後の課題としてどのようなことを考えておられるのか説明してください。

木谷美香教職員課長

民間企業出身者の場合、授業の経験をされたことがなく専門的知識に乏しいことから、教職員の人事評価等に関わりまして授業力を評価するときに大変御苦労されたというようなことや、年度末の校内人事の構想等で行き詰ってしまい、市教育委員会が支援に入ったというようなお話を聞いたことはございます。しかし、近年は校長経験者が任用されることが多くなってきておりまして、このような課題は少なくなっていると聞いております。

ですが、他市・他府県での校長経験者には本市が掲げている学校教育方針を深く理解していただき、柔軟に適應する力も求められているというように考えております。

また、本市といたしましては、市が培ってきた学校教育への理解、これを深めていただくために、個別の研修等、支援を十分に行っていく必要もあると考えております。

安達友基子委員

今、課題について説明いただいたのですけれども、任用することによる効

果としてどのような効果を得られると想定しているのか、特徴的なものを説明してください。

木谷美香教職員課長

任用の効果といたしましては、これまででしたら民間企業で培ってこられた危機管理の意識を重視した学校経営や、P T A・地域への積極的な参画を通じた地域連携を目指した学校づくり、また、ホームページや学校だよりで積極的に学校情報を発信するというようなメディアを使った広報力を発揮されているケースなどがあるというように聞いております。

また、教育センター等の教育行政の経験者でありますとか、小中学校以外の高等学校又は幼稚園の校園長経験者も任用されており、それらの経験を活用した学校経営をされているケースを聞いております。

原田勝教育長  
全委員

他に御意見はございませんか。

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第25号「大阪府公立小・中・義務教育学校任期付校長について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第14 議案第26号「令和2年度吹田市立学校教職員の永年勤続表彰について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木谷美香教職員課長

日程第14 議案第26号「令和2年度吹田市立学校教職員の永年勤続表彰について」御説明申し上げます

恐れ入りますが、議案書63ページをお願いいたします。

吹田市立学校教職員の永年勤続表彰につきましては、吹田市教育委員会表彰規則第3条第1項第3号の規定及び吹田市立学校に勤務する府費負担教職員の永年勤続表彰の取り扱いについての細則に基づき、本市教職員として勤続満25年に達した者であって、勤務成績が良好である者を対象としております。

被表彰者の名前は、議案書65ページを御覧ください。令和2年度永年勤続表彰該当者名簿でございます。本日時点での所属・職名とともに御紹介させていただきます。

1番、吹田東小学校長、宮本和彦。2番、吹田第六小学校教頭、塩澤昭。3番、竹見台中学校教頭、小早川靖樹。4番、古江台中学校教頭、河合克子。以上でございます。

簡単な説明ではございますが、該当者4名の表彰につきまして、御審議のうえ御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

原田勝教育長  
全委員

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第26号「令和2年度吹田市立学校教職員の永年勤続表彰について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第15 教育長報告を議題とします。

はじめに、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」です。

私から説明させていただきます。

原田勝教育長

新型コロナウイルス感染症の対策について、教育委員会の主な対応のうち、

3月11日の臨時教育委員会会議以降、本日までの新たな対応状況について御報告いたします。

まず、小中学校の春季休業中、いわゆる春休みのクラブ活動・部活動等についてでございますが、国からの情報提供及び大阪府からの要請を受け、春季休業中のクラブ活動・部活動は行わないことといたしました。

次に入学式・入園式についてでございますが、卒業式・卒園式に準ずる形式で、必要最小限の規模で行うことといたします。

最後に小学校運動場の期間限定開放についてでございますが、臨時休業中の児童の健康保持の観点から、小学校在籍児童を対象に期間限定で運動場の開放を行うことといたしました。

当初、3月24日までの実施を想定しておりましたが、春季休業中のクラブ活動等を行わないこととしたことを受け、期間を3月末までといたしました。開催日は、3月19日から3月31日までの平日8日間、開放時間はいずれも午前10時から午前11時30分までとし、雨天や運動場が不良の場合は中止としております。

報告は以上でございますが、新型コロナウイルス感染症に係る状況は日々変化しており、市内の感染者も増加しています。今後も引き続き、国・府の情報、本市の実情を踏まえ、感染拡大防止の対策に全力を挙げて取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

御意見がないようですので、次に「学校給食費の公会計化等について」です。

事務局の説明を求めます。

日程第15 教育長報告「学校給食費の公会計化等について」御報告申し上げます。

平成29年8月に中央教育審議会初等中等教育分科会の学校における働き方改革特別部会から学校における働き方改革に係る緊急提言が出されたことを受け、平成29年12月定例教育委員会会議において、本市の学校給食費の公会計化に係る今後の取組等を御報告させていただきました。

また、その際、平成30年度から、学校給食費を管理するためのシステム導入準備や、学校給食費の管理に伴う条例案作成等を行い、今年度末には運用テストを行い、学校給食費の公会計化を開始するとのスケジュール案をお示しいたしました。

その後の動きでございますが、まず、国では、平成31年1月に中央教育審議会が、「学校における働き方改革」の具体的な方策の一つとして、学校給食費の公会計化を提言し、「給食費の公会計化導入や徴収業務を学校・教師ではなく地方公共団体が担うようにするためのガイドラインの早急な作成と周知徹底」を求めました。これを受け、令和元年7月に「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」が文部科学省から示されております。

本市の状況でございますが、この間、本市の実情を踏まえ最も効果的な制

原田勝教育長  
原田勝教育長

野口晃正保健給食室参事

度設計となるよう、先進事例を参考に関係部局との協議を進め、公会計化に伴う事業効果の検証等を行いました。

システム化する業務範囲によって費用は異なりますが、現時点では、学校給食費管理システムの導入経費として、数千万円、また、導入後にはシステムの保守点検費用や、口座振替手数料等毎年度の経費として約800万円程度が生じると見込んでおります。一方、公会計化による学校現場の負担軽減につきましては、文部科学省のガイドラインでは、ある地方公共団体の事例といたしまして、1校あたり年間190時間の業務削減効果を見込んでいるとの事例が紹介されています。

この1校あたり年間190時間という業務削減は、月あたりに換算いたしますと約16時間で、教職員の負担軽減の効果としては非常に限定的でございます。

現在、学校では、教材費、修学旅行費等の学校徴収金についても学校給食費と同様に徴収・管理の事務を行っておりますので、給食費に関する事務だけが削減されても学校の負担軽減としては小さい効果しか得られません。

教職員の負担軽減策として大きな効果を期待するためには、学校徴収金のあり方についても同時に考える必要がございます。

現在、教育委員会事務局では、学校事務改善検討委員会を立ち上げ、学校長や学校事務職員等も参画しながら学校徴収金の課題等を整理しているところでございます。

学校給食費の公会計化を念頭に置き進めてまいりましたが、多額の費用を投じシステムを開発するからには、その投資によって学校現場に大きな負担軽減という効果をもたらさねばなりません。当初のスケジュールから遅れておりますが、改めて公会計化の事務事業範囲等について検討し、教職員の業務負担の軽減策として効果のある取組となるよう、進めてまいりたいと考えております。

今後のスケジュール等につきましては、新たに整理ができ次第、御報告いたします。

以上、簡単ではございますが、御報告申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

大阪府内での学校教育費の公会計の取組については、現在どのような状況か説明してください。

平成31年3月の大阪府の調査におきまして、府下43市町村のうち公会計を取り入れておりますのは、大阪市、豊中市、茨木市、富田林市、大東市、摂津市、田尻町、岬町の6市2町でございます。検討中は、吹田市を含め7市1町という状況でございます。

説明の中にもありましたが、学校給食費の公会計化で教職員の業務負担はどの程度軽減されるのか、もう一度説明してください。

令和元年7月に文部科学省から示されたガイドラインでは、ある地方公共団体の事例として年間190時間の削減効果を見込んでいるということで紹介されております。一月あたりでは約16時間となります。

原田勝教育長  
福田知弘委員

野口晃正保健給食室参事

和泉慎次委員

野口晃正保健給食室参事

谷口学教育長職務代理者 まず、給食費のことにに関して、導入するにあたって年間どのくらい経費が掛かるか、もう一度述べてください。

野口晃正保健給食室参事 学校給食費を公会計にするにあたっての経費でございますが、導入するシステムの業務範囲と申しますか、例えば、今後予想される徴収のシステムの在り方によっても色々な形で費用が変わりますので、他市の事例によってもかなり開きがございます。本市の中では、まず徴収金のあり方について検討したいと考えておりまして、具体的な費用の積算はまだできていない状況でございます。

谷口学教育長職務代理者 それと、学校現場の先生方が徴収の仕事をするというのは、はっきり言って教育からは離れた職務だと思っておりますので、そのすべての、いわゆる学校での徴収金をすべて公会計化しているような自治体、移行した自治体というものはあるのでしょうか。その内容等がわかるようであれば、説明してください。

野口晃正保健給食室参事 私どもで把握している範囲では、まず千葉市が平成30年4月から教材費等の学校徴収金についても公会計化に移行されていると確認しております。また、箕面市では令和元年度より、公会計ではございませんが、給食費を含む学校徴収金等の徴収業務を教育委員会で担っていると伺っております。

原田勝教育長 他に御意見はございませんか。

原田勝教育長 御意見がないようですので、次に「令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の分析結果について」です。

草場敦子教育センター所長 事務局の説明を求めます。

日程第15 教育長報告「令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の分析結果について」御報告申し上げます。

議案書71ページ「2. 全体の概要」を御覧ください。

71ページには小学校5年生男女の結果、72ページには中学校2年生男女の結果を記載し、種目別平均値、種目別全国比、体力合計得点、総合評価の4つの観点で吹田と全国を比較しています。

71ページ、種目別全国比を御覧ください。

種目別全国比は全国値を50としたTスコアで比較しています。

小学校5年生男子は50m走・立ち幅とびは全国値を上回っています。握力・長座体前屈は全国値を大きく下回っています。小学校5年女子は、50m走・立ち幅とびが全国値を上回っています。握力・ソフトボール投げは、全国値を大きく下回っています。

72ページ、中学校2年男子は20mシャトルラン・持久走・反復横とびは全国値を上回っています。握力・長座体前屈は全国値を大きく下回っています。中学校2年女子は、20mシャトルラン・持久走・反復横とびが全国値を上回っています。握力・ハンドボール投げは全国値を大きく下回っています。

次に、児童生徒質問紙調査結果の概要についてお伝えいたします。82ページを御覧ください。

運動やスポーツが好き、体育の授業が楽しいと答えた割合が小学校、中学校ともに全国値を下回っています。そのため、体育の授業では、運動量を確保するとともに、成功体験を積み重ねて運動する楽しさを実感させるとともに、授業内容の工夫を行い、個々に合った適切な課題設定を行う必要があると考えております。

85ページでは、「体力合計点」の回答と「体力・運動能力向上の目標」の回答との関係について記載しています。分析の結果、体力・運動能力向上の目標を立てている児童・生徒は、目標を立てていない児童・生徒に比べて、体力合計点が高くなっています。児童・生徒に個々の運動能力に応じた目標を適切に設定させ、運動に取り組ませることが大切であるため、今後も意識的に授業づくりに取り入れていく必要があると考えています。

最後に88ページ「今後の方針」です。調査結果から、児童・生徒の体力は運動習慣や運動に対する意識と相関関係があり、学校における体育・保健体育の指導とのつながりも見られます。教育委員会が策定した「体力向上につながる主な視点」の中でも、まずは、学校生活全体を通して、児童・生徒の運動量を確保することを重視していきます。また、体育・保健体育の授業づくりにおいては、運動の楽しさやできる喜びを体感できるような課題設定、ICT機器を効果的に活用することで、充実した体育・保健体育の授業の継続を促していきます。

今後も、日々の体育授業での実践や授業研究といった体力向上の取組を進めるとともに、家庭・地域と連携し、体力向上を目指した教育活動の充実・発展を図ることで、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質や能力の育成を行ってまいります。

なお、令和2年度大阪府の児童・生徒体力・運動能力調査につきましては、令和2年度より大阪府からの調査校抽出は実施されず、スポーツ庁からの抽出のみになります。令和2年度は、吹田市の学校が調査校として該当していないとの通知を大阪府教育庁教育振興室保健体育課から受けております。

以上、調査結果の概要として御報告させていただきます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

調査結果からわかる吹田市の児童・生徒の実態を説明してください。

80ページを御覧ください。

74ページから79ページに記載している各種目の経年変化から、吹田市の児童・生徒の運動能力についての強みと課題を分析いたしました。

強みである50m走については小5男女ともに、平成29年度を除いては、全国と比べてタイムが良い結果となり、立ち幅とびは小5男女ともに5年間全国値を上回っていました。また、持久走・20mシャトルランについては、中2男女ともに5年間ほぼ全国値を上回っておりました。

課題である握力については、小5男女・中2男女ともに、5年間全国値を大きく下回っており、吹田として一番の課題であると考えております。

そのほかにも、長座体前屈は中2女子を除いて、5年間全国値を下回っておりました。また、ボール投げについては小5男女・中2男女ともに5年間

原田勝教育長  
和田光代委員  
草場敦子教育センター所長

|              |  |
|--------------|--|
|              | 全国値を下回っておりました。   |
| 福田知弘委員       | 今年度の調査された結果を踏まえて既にどのように対応されたかということ、もしくは今後対応されることがあれば説明してください。  |
| 草場敦子教育センター所長 | 議案書 86 ページを御覧ください。<br>今年度の現状や分析結果を踏まえまして、運動能力向上に向けての取組例を新たに設けました。運動能力向上には、体幹や様々な運動が関係してはいますが、吹田市の児童生徒の課題である握力・柔軟性・投げる力について、学校生活や普段の生活で行える取組例や、体育の授業で行うことができる取組例を記載しました。運動能力向上に向けた取組の一つとして、学校や家庭に発信してまいります。   |
|              | また、87 ページには学校全体での取組を記載し、より充実した取組を行えるようにしております。さらに、吹田市体育副読本「たのしい体育」や大阪府教育委員会「簡単プログラム」、めっちゃぐんぐん体力アップハンドブック「体力向上実践事例集」も活用資料として紹介しております。   |
| 原田勝教育長       | 他に御意見はございませんか。   |
| 原田勝教育長       | 御意見がないようですので、以上で教育長報告を終わります。   |
| 市川泉教育政策室参事   | 恐れ入りますが、追加議案を4件、提出させていただきたいと存じますので、よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。   |
| 原田勝教育長       | ただ今、追加議案の提出の申し入れがされましたが、議題とすることに御異議ございませんか。  |
| 全委員          | 異議なし。  |
| 原田勝教育長       | 異議なしと認めます。<br>それでは、追加日程第1から第4として議題とすることといたします。<br>議案を配布してください。   |
|              | —議案書配布—  |
| 原田勝教育長       | それでは、追加日程第1 議案第27号「吹田市立博物館特別館長の委嘱について」を議題とします。<br>事務局の説明を求めます。   |
| 坂原元一文化財保護課長  | 追加日程第1 議案第27号「吹田市立博物館特別館長の委嘱について」御説明申し上げます。<br>追加議案書の1ページ及び3ページをお願いいたします。<br>本件は、令和2年4月1日に施行される改正地方公務員法において特別職非常勤職員の任用要件が厳格化されたことから、地方公務員法第3条第3項第3号及び吹田市教育委員会非常勤の特別職に関する規則第1条第2号に基づき、吹田市立博物館特別館長を委嘱するものでございます。<br>恐れ入りますが、3ページの被委嘱者名簿を御覧ください。<br>被委嘱者は中牧弘允様で、73歳、平成24年6月1日から現在まで、特別職非常勤職員として吹田市立博物館長をされています。主な経歴は、吹田市立博物館特別館長被委嘱者名簿のとおりでございます。<br>委嘱期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日まででございます。<br>以上、簡単な説明ではございますが御審議いただき、原案通り御承認賜り |



ますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

原田勝教育長  
全委員

それでは、この件について、何か御意見はございませぬか。

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第27号「吹田市立博物館特別館長の委嘱について」を承認します。

原田勝教育長

次に、追加日程第2 議案第28号「吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館参与の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

杉本典生青少年室参事

追加日程第2 議案第28号「吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館参与の委嘱について」御説明申し上げます。

追加議案書の5ページ及び7ページをお願いいたします。

本件は、令和2年4月1日に施行される改正地方公務員法において特別職非常勤職員の任用要件が厳格化されたことから、地方公務員法第3条第3項第3号の規定及び吹田市教育委員会非常勤の特別職に関する規則第1条第3号に基づき、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館参与を委嘱するものでございます。

恐れ入りますが、7ページの被委嘱者名簿を御覧ください。

被委嘱者は山本智也様で、56歳、現在大阪成蹊大学教育学部教授をされており、平成24年12月21日から現在まで特別職非常勤職員として吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館長をされています。

委嘱期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日まででございます。

以上、簡単な説明ではございますが御審議いただき、原案通り御承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

原田勝教育長  
全委員

それでは、この件について、何か御意見はございませぬか。

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第28号「吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館参与の委嘱について」を承認します。

原田勝教育長

次に、追加日程第3 議案第29号「吹田市立学校規模等検討委員会規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

堀哲郎教育政策室参事

追加日程第3 議案第29号「吹田市立学校規模等検討委員会規則の制定について」御説明申し上げます。

追加議案書の11ページを御覧ください。

先の市議会定例会におきまして、学校規模等に係ります基本的な考え方及び施策についての調査審議を行う吹田市立学校規模等検討委員会を、教育委員会の附属機関として設置することが承認されました。

本案につきましては、これに伴い、吹田市立学校規模等検討委員会規則を制定しようとするものでございます。

11ページにはこの規則案を添付しております。

第1条につきましては本規則の趣旨を、第2条は委員会の任務、第3条は組織、第4条以下につきましては運営その他必要な事項について、定めてお

ります。

施行日は令和2年4月1日でございます。

以上、御審議いただきまして、原案通り御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

原田勝教育長  
安達友基子委員

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

検討委員会を開催されていくにあたって、市民の方の意見を聞くような場面というのが出てくるかと思うのですけれども、その場合はどのような方法をとられることをお考えですか。

堀哲郎教育政策室参事

まずこの委員会の組織といたしまして、都市計画分野の大学教授から街づくりの視点で御意見を頂戴しようと思っておりますのですけれども、基本的には教育分野の大学教授、学校長、学校教育関係者といたしましてPTA役員の方々、主に学校教育の関係者によって審議を行っていただこうと考えております。

検討委員会からの答申を受けたのちには、教育委員会として指針を策定することになりますけれども、その策定の際にはパブリックコメントとして市民の方から御意見を募集したいと考えております。

原田勝教育長  
全委員  
原田勝教育長

他に御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第29号「吹田市立学校規模等検討委員会規則の制定について」を承認します。

原田勝教育長

次に、追加日程第4 議案第30号「吹田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

市川泉教育政策室参事

追加日程第4 議案第30号「吹田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

追加議案書の17ページの吹田市教育委員会事務局組織規則現行・改正案対照表を御覧ください。

改正案の第4条第1項第9号を御覧ください。部の中心となり、調整や取りまとめ等を行う室や課については、部の総合的な調整を行う筆頭組織であることを明確にするため、学校教育部教育総務室の分掌事務のうち、「部の庶務に関する事項」を「部内の総合調整及び庶務に関する事項」とするものでございます。

また、改正案の第5条第1項第14号を御覧ください。まなびの支援課の分掌事務につきましても、部の中心となり、調整や取りまとめ等を行う課であるため、同様の改正をするものでございます。

次に、第4条第4項第7号を御覧ください。吹田市立学校規模等検討委員会が条例で教育委員会の附属機関として設置されたことに伴い、学校教育部教育政策室の分掌事務とするため、当該委員会に関する事項を追加するものでございます。

その他、所要の規定整備を行うものでございます。

施行年月日は令和2年4月1日としております。

以上簡単な説明ではありますが、御審議いただき、御承認賜りますよう、  
お願い申し上げます。

原田勝教育長  
全委員

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第30号「吹田市教育委員会事務局組織規則の一部  
を改正する規則の制定について」を承認します。

市川泉教育政策室参事

恐れ入りますが、追加議案を2件、提出させていただきたいと存じますの  
で、よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

原田勝教育長

ただ今、追加議案の提出の申し入れがされましたが、議題とすることに御  
異議ございませんか。

全委員

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認めます。

それでは、追加日程第5及び第6として議題とすることといたします。

議案を配布してください。

—議案書配布—

原田勝教育長

ただ今提出されました追加議案の審議にあたりまして、公開することによ  
り公正な調査を妨げる恐れのある事項について審議するものですので、吹田  
市教育委員会会議規則第5条ただし書きの規定により、秘密会としますが、  
御異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、本件を秘密会とします。傍聴は許可いたしませんので、  
退室してください。

—傍聴者退室—

—秘密会—

原田勝教育長

ここで、秘密会を解きます。

原田勝教育長

それでは、これもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、3  
月定例教育委員会会議を閉会いたします。

閉会 午後3時43分